

千曲市水防計画 新旧対照表

令和7年度修正



新	旧																																																																					
<p>統括者：建設部長</p> <table border="1" data-bbox="392 240 958 368"> <tr> <td>道路河川部</td> <td>管理班、事業推進班、建設班、維持班 SIC・一重山線整備班</td> </tr> <tr> <td>建築部</td> <td>建築監理班、空き家対策班</td> </tr> <tr> <td>都市計画部</td> <td>計画班、施設班</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>管理班、下水道班、上水道班</td> </tr> </table> <p>統括者：<u>こども</u>・教育部長 副統括者：<u>こども未来</u>担当部長</p> <table border="1" data-bbox="392 427 958 671"> <tr> <td>教育総務部</td> <td>総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班</td> </tr> <tr> <td>第一学校給食センター部</td> <td>管理班、調理班</td> </tr> <tr> <td>第二学校給食センター部</td> <td>管理班、調理班</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習班、各公民館班、各図書館班</td> </tr> <tr> <td><u>人権・男女共同参画部</u></td> <td><u>人権・男女共同参画班</u></td> </tr> <tr> <td><u>こども未来部</u></td> <td><u>子育て支援班、こども家庭相談班</u> <u>各子育て支援センター班</u></td> </tr> <tr> <td><u>保育部</u></td> <td><u>保育・幼稚園班、保育施設班</u> <u>各保育園班</u></td> </tr> </table> <p>統括者：議会事務局長</p> <table border="1" data-bbox="392 711 958 740"> <tr> <td>議会事務局</td> <td>庶務班、議事班、調査班</td> </tr> </table> <p>統括者：千曲坂城消防本部消防長 副統括者：千曲坂城消防本部消防次長</p> <table border="1" data-bbox="392 799 958 927"> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班、管理班</td> </tr> <tr> <td>警防部</td> <td>警防班、通信指令班、救急救助班</td> </tr> <tr> <td>予防部</td> <td>予防班、危険物班</td> </tr> <tr> <td>更埴消防部</td> <td>庶務班、予防班、警防班、救急班</td> </tr> <tr> <td>戸倉上山田消防部</td> <td>庶務班、予防班、警防班、救急班</td> </tr> </table>	道路河川部	管理班、事業推進班、建設班、維持班 SIC・一重山線整備班	建築部	建築監理班、空き家対策班	都市計画部	計画班、施設班	上下水道部	管理班、下水道班、上水道班	教育総務部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班	第一学校給食センター部	管理班、調理班	第二学校給食センター部	管理班、調理班	生涯学習部	生涯学習班、各公民館班、各図書館班	<u>人権・男女共同参画部</u>	<u>人権・男女共同参画班</u>	<u>こども未来部</u>	<u>子育て支援班、こども家庭相談班</u> <u>各子育て支援センター班</u>	<u>保育部</u>	<u>保育・幼稚園班、保育施設班</u> <u>各保育園班</u>	議会事務局	庶務班、議事班、調査班	総務部	総務班、管理班	警防部	警防班、通信指令班、救急救助班	予防部	予防班、危険物班	更埴消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班	戸倉上山田消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班	<p>統括者：建設部長</p> <table border="1" data-bbox="1308 240 1874 368"> <tr> <td>道路河川部</td> <td>管理班、事業推進班、建設班、維持班 SIC・一重山線整備班</td> </tr> <tr> <td>建築部</td> <td>建築監理班、空き家対策班</td> </tr> <tr> <td>都市計画部</td> <td>計画班、施設班</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>管理班、下水道班、上水道班</td> </tr> </table> <p>統括者：教育部長 副統括者：文化創造担当部長</p> <table border="1" data-bbox="1308 427 1874 651"> <tr> <td>教育総務部</td> <td>総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班</td> </tr> <tr> <td>第一学校給食センター部</td> <td>管理班、調理班</td> </tr> <tr> <td>第二学校給食センター部</td> <td>管理班、調理班</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習班、各公民館班、各図書館班</td> </tr> <tr> <td><u>文化部</u></td> <td><u>文化振興班、文化会館班</u></td> </tr> <tr> <td><u>スポーツ振興部</u></td> <td><u>スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班</u></td> </tr> <tr> <td><u>歴史文化財センター部</u></td> <td><u>文化財班、埋蔵文化財班</u></td> </tr> </table> <p>統括者：議会事務局長</p> <table border="1" data-bbox="1308 679 1874 708"> <tr> <td>議会事務局</td> <td>庶務班、議事班、調査班</td> </tr> </table> <p>統括者：千曲坂城消防本部消防長 副統括者：千曲坂城消防本部消防次長</p> <table border="1" data-bbox="1308 764 1874 892"> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班、管理班</td> </tr> <tr> <td>警防部</td> <td>警防班、通信指令班、救急救助班</td> </tr> <tr> <td>予防部</td> <td>予防班、危険物班</td> </tr> <tr> <td>更埴消防部</td> <td>庶務班、予防班、警防班、救急班</td> </tr> <tr> <td>戸倉上山田消防部</td> <td>庶務班、予防班、警防班、救急班</td> </tr> </table>	道路河川部	管理班、事業推進班、建設班、維持班 SIC・一重山線整備班	建築部	建築監理班、空き家対策班	都市計画部	計画班、施設班	上下水道部	管理班、下水道班、上水道班	教育総務部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班	第一学校給食センター部	管理班、調理班	第二学校給食センター部	管理班、調理班	生涯学習部	生涯学習班、各公民館班、各図書館班	<u>文化部</u>	<u>文化振興班、文化会館班</u>	<u>スポーツ振興部</u>	<u>スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班</u>	<u>歴史文化財センター部</u>	<u>文化財班、埋蔵文化財班</u>	議会事務局	庶務班、議事班、調査班	総務部	総務班、管理班	警防部	警防班、通信指令班、救急救助班	予防部	予防班、危険物班	更埴消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班	戸倉上山田消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班	<p>市の現況に合わせ修正</p>
道路河川部	管理班、事業推進班、建設班、維持班 SIC・一重山線整備班																																																																					
建築部	建築監理班、空き家対策班																																																																					
都市計画部	計画班、施設班																																																																					
上下水道部	管理班、下水道班、上水道班																																																																					
教育総務部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班																																																																					
第一学校給食センター部	管理班、調理班																																																																					
第二学校給食センター部	管理班、調理班																																																																					
生涯学習部	生涯学習班、各公民館班、各図書館班																																																																					
<u>人権・男女共同参画部</u>	<u>人権・男女共同参画班</u>																																																																					
<u>こども未来部</u>	<u>子育て支援班、こども家庭相談班</u> <u>各子育て支援センター班</u>																																																																					
<u>保育部</u>	<u>保育・幼稚園班、保育施設班</u> <u>各保育園班</u>																																																																					
議会事務局	庶務班、議事班、調査班																																																																					
総務部	総務班、管理班																																																																					
警防部	警防班、通信指令班、救急救助班																																																																					
予防部	予防班、危険物班																																																																					
更埴消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班																																																																					
戸倉上山田消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班																																																																					
道路河川部	管理班、事業推進班、建設班、維持班 SIC・一重山線整備班																																																																					
建築部	建築監理班、空き家対策班																																																																					
都市計画部	計画班、施設班																																																																					
上下水道部	管理班、下水道班、上水道班																																																																					
教育総務部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班																																																																					
第一学校給食センター部	管理班、調理班																																																																					
第二学校給食センター部	管理班、調理班																																																																					
生涯学習部	生涯学習班、各公民館班、各図書館班																																																																					
<u>文化部</u>	<u>文化振興班、文化会館班</u>																																																																					
<u>スポーツ振興部</u>	<u>スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班</u>																																																																					
<u>歴史文化財センター部</u>	<u>文化財班、埋蔵文化財班</u>																																																																					
議会事務局	庶務班、議事班、調査班																																																																					
総務部	総務班、管理班																																																																					
警防部	警防班、通信指令班、救急救助班																																																																					
予防部	予防班、危険物班																																																																					
更埴消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班																																																																					
戸倉上山田消防部	庶務班、予防班、警防班、救急班																																																																					

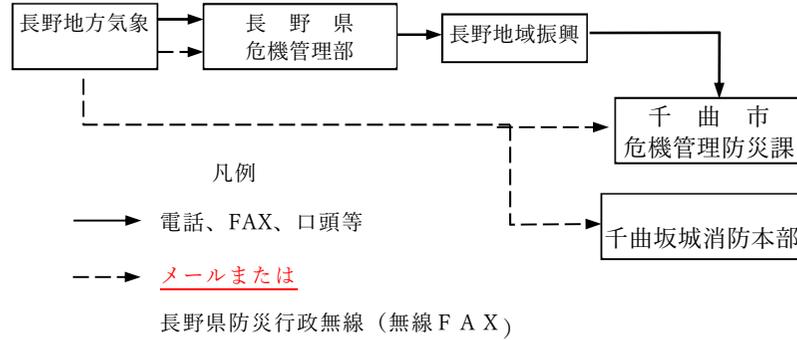
新						旧						市の現況に合わせ修正
第3節 非常配備 配備人員の基準						第3節 非常配備 配備人員の基準						
部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部	部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部	
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎	
	総務課	△	◎	◎	◎		総務課	△	◎	◎	◎	
	秘書広報課	○	○	◎	◎		秘書広報課	○	○	◎	◎	
	財政課		○	◎	◎		財政課		○	◎	◎	
	税務課		○	◎	◎		税務課		○	◎	◎	
	債権管理課		○	◎	◎		債権管理課		○	◎	◎	
	会計課				◎		行政マネジメント室	○	○	◎	◎	
	選挙・公平・監査事務局				◎		会計課				◎	
企画政策部	総合政策課			○	◎	企画政策部	総合政策課			○	◎	
	管財契約課			○	◎		管財契約課			○	◎	
	情報政策課		○	◎	◎		情報政策課		○	◎	◎	
市民環境部	公民共創推進室		△	◎	◎	市民環境部	公民共創推進室		△	◎	◎	
	市民生活課		△	○	◎		市民生活課		△	○	◎	
	市民課		△	○	◎		市民課		△	○	◎	
健康福祉部	上山田戸倉出張所		△		◎	健康福祉部	上山田戸倉出張所		△		◎	
	環境課		(○)	○	◎		環境課		(○)	○	◎	
	福祉課		○	◎	◎		福祉課		○	◎	◎	
経済部	高齢福祉課		○	◎	◎	健康福祉部	高齢福祉課		○	◎	◎	
	健康推進課		(○)	◎	◎		健康推進課		(○)	◎	◎	
	商工課		◎	◎	◎		人権・男女共同参画課		△	○	◎	
文化観光スポーツ部	農林課	○	◎	◎	◎	次世代支援部	子ども未来課		△	◎	◎	
	農業委員会事務局		○	◎	◎		保育課		△	○	◎	
	ふるさと振興課			○	◎		保育園			○	◎	
建設部	観光課	△	△	○	◎	経済部	農林課	○	◎	◎	◎	
	文化課			○	◎		農業委員会事務局		○	◎	◎	
	歴史文化財センター			◎	◎		観光課	△	△	○	◎	
	スポーツ課		◎	◎	◎		ふるさと振興課			○	◎	
	国スポ・全障スポ推進室		△	◎	◎		産業振興課		◎	◎	◎	
子ども・教育部	道路河川課	○	◎	◎	◎	建設部	日本遺産推進室			○	◎	
	建築課	○	◎	◎	◎		道路河川課	○	◎	◎	◎	
	都市計画課		◎	◎	◎		建築課	○	◎	◎	◎	
	上下水道課		◎	◎	◎		都市計画課		◎	◎	◎	
	教育総務課		○	◎	◎		上下水道課		◎	◎	◎	
	第1学校給食センター			○	◎		教育部	教育総務課		○	◎	◎
	第2学校給食センター			○	◎		第一学校給食センター			○	◎	
生涯学習課		○	◎	◎						◎		

新					旧					市の現況に合わせ修正
	公民館・図書館・創造館			○	◎			○	◎	
	人権・男女共同参画課		△	○	◎		○	◎	◎	
	こども未来課		△	◎	◎		○	◎	◎	
	保育課		△	○	◎		△	◎	◎	
	保育園			○	◎		◎	◎	◎	
議会事務局	議会事務局		(○)	◎	◎		(○)	◎	◎	
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎			◎	◎	
	更埴消防署			◎	◎			◎	◎	
	戸倉上山田消防署			◎	◎			◎	◎	
	第二学校給食センター						○	◎	◎	
	生涯学習課					○	◎	◎	◎	
	公民館・図書館・創造館						○	◎	◎	
	歴史文化財センター					△	◎	◎	◎	
	スポーツ振興課					◎	◎	◎	◎	
	文化課					○	◎	◎	◎	
議会事務局	議会事務局		(○)	◎	◎		(○)	◎	◎	
消防本部	総務課・警防課・予防課							◎	◎	
	更埴消防署							◎	◎	
	戸倉上山田消防署							◎	◎	

新	旧	
<p>第3章 予報及び警報 第1節 警報・注意報等の種類 2 <u>気象台が発表又は伝達する注意報及び警報</u> <u>長野地方気象台長は、気象等の状況により、洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</u></p> <p>水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報、警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する警報、注意報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 警報・注意報等の伝達系統</p> <p style="text-align: center;">気象に関する情報等伝達系統図</p>	<p>第3章 予報及び警報 第1節 警報・注意報等の種類 2 <u>気象業務法に基づく警報・注意報</u> <u>気象業務法の規定に基づき、長野地方気象台が一般の警戒若しくは注意を促すために行う警戒、注意報等の発表に関して、水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報、警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する警報、注意報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</u></p> <p>水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準、<u>並びに大雨警報・洪水警報等を補足する情報</u>は、次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 警報・注意報等の伝達系統</p> <p style="text-align: center;">気象に関する情報等伝達系統図</p>	<p>県計画に合わせ修正 (手引きに合わせた記載)</p> <p>委員のご指摘による修正</p>

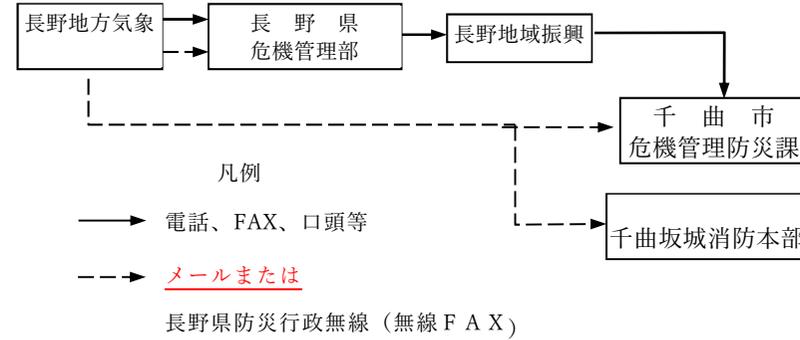
新

気象警報、注意報、情報



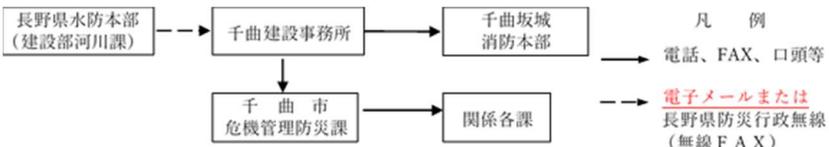
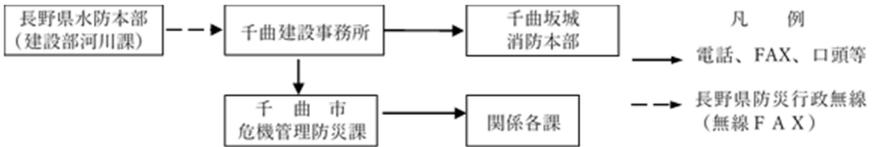
旧

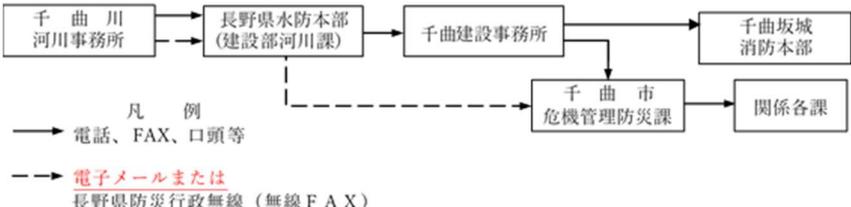
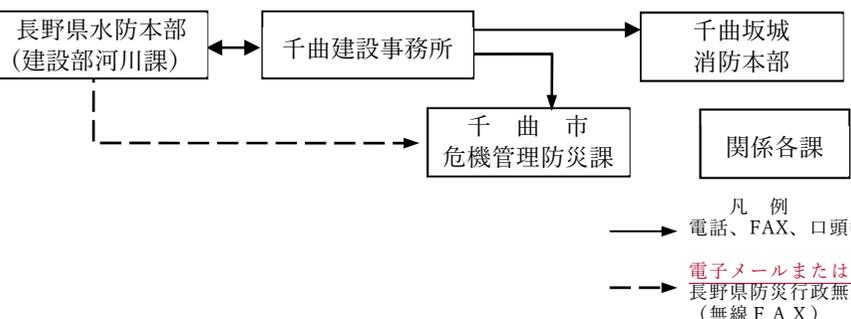
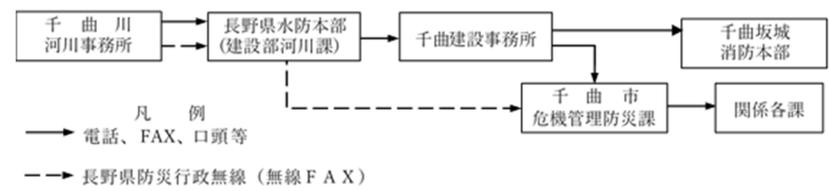
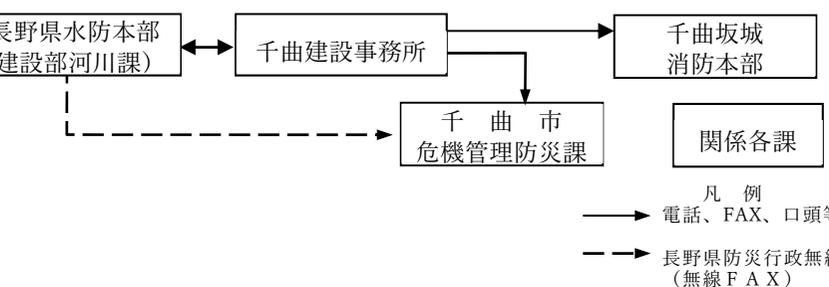
気象警報、注意報、情報



県計画に合わせ修正
(手引きに合わせた記載)

新	旧	
<p>第2節 洪水予報</p> <p>1 種類及び発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。また、知事が指定した河川について通知した場合は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>2 国が行う洪水予報</p> <p>2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 洪水予報（国土交通省、気象庁共同で行うもの）</p> <p>凡 例 → オンライン、電話、FAX、口頭等 → 電子メールまたは長野県防災行政無線（無線FAX）</p> <p>イ 洪水予報（長野県、気象庁共同で行うもの）</p> <p>凡 例 → オンライン、電話、FAX、口頭等 → 電子メールまたは長野県防災行政無線（無線FAX）</p>	<p>第2節 洪水予報</p> <p>洪水予報</p> <p>水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <p>また、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、重要河川で長野県知事が定めた河川について、長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>1 国土交通大臣が洪水予報を行う河川</p> <p>(2) 洪水予報の通知系統</p> <p>ア 洪水予報（国土交通省、気象庁共同で行うもの）</p> <p>凡 例 → オンライン、電話、FAX、口頭等 → 長野県防災行政無線（無線FAX）</p> <p>イ 洪水予報（長野県、気象庁共同で行うもの）</p> <p>凡 例 → オンライン、電話、FAX、口頭等 → 長野県防災行政無線（無線FAX）</p>	<p>県計画に合わせ修正 (手引きに合わせた記載)</p>

新	旧	
<p>第3節 <u>水位周知河川における水位到達情報</u></p> <p>1 <u>種類及び発表基準</u></p> <p><u>知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水位が避難判断水位に達したときは、関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</u></p> <p><u>また、知事が指定した河川について通知した場合は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</u></p> <p><u>発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 <u>長野県が行う水位到達情報の通知</u></p> <p>(2) 水位情報の伝達系統 水位到達情報（県知事が行うもの）</p>  <pre> graph LR A[長野県水防本部 (建設部河川課)] --> B[千曲建設事務所] B --> C[千曲坂城 消防本部] B --> D[千曲市 危機管理防災課] C --> E[関係各課] D --> E </pre> <p>凡 例 → 電話、FAX、口頭等 --> <u>電子メールまたは 長野県防災行政無線 (無線 F A X)</u></p>	<p>第3節 <u>氾濫危険水位など到達情報（水位情報の通知および周知）</u></p> <p><u>氾濫危険水位等到達情報</u></p> <p><u>水防法第13条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。</u></p> <p>(中略)</p> <p>1 <u>長野県知事が行う氾濫危険水位等到達情報</u></p> <p>(2) 水位情報の伝達系統 水位到達情報（県知事が行うもの）</p>  <pre> graph LR A[長野県水防本部 (建設部河川課)] --> B[千曲建設事務所] B --> C[千曲坂城 消防本部] B --> D[千曲市 危機管理防災課] C --> E[関係各課] D --> E </pre> <p>凡 例 → 電話、FAX、口頭等 --> 長野県防災行政無線 (無線 F A X)</p>	<p>県計画に合わせ修正 (手引きに合わせた記載)</p>

新	旧	
<p>第4節 水防警報</p> <p><u>1 種類及び発表基準</u></p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を通知したときは、関係者に通知するものとする。発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。</p> <p>(中略)</p> <p><u>2 国が行う水防警報</u></p> <p>(1) 国が水防警報を行う河川</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 水防警報の伝達系統 水防警報（国土交通大臣が行うもの）</p>  <p><u>3 長野県が行う水防警報</u></p> <p>(3) 水防警報の伝達系統 水防警報（県知事が行うもの）</p> 	<p>第4節 水防警報</p> <p><u>水防警報</u></p> <p>水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。</p> <p>(中略)</p> <p><u>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川</u></p> <p>(1) 水防警報を行う河川</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 水防警報の伝達系統 水防警報（国土交通大臣が行うもの）</p>  <p><u>2 長野県知事が水防警報を行う河川</u></p> <p>(3) 水防警報の伝達系統 水防警報（県知事が行うもの）</p> 	<p>県計画に合わせ修正 (手引きに合わせた記載)</p>

新	旧	
<p>第4章 水防活動</p> <p>第3節 水防活動</p> <p>1 巡視及び警戒</p> <p>(1) 平常時</p> <p>水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。</p> <p>上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。</p> <p>(2) 出水時</p> <p>水防管理者等は、洪水時にあっては、河川等の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡視を行うものとする。</p> <p>また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水を発見したときは、5 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。</p> <p>1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位上昇</p> <p>2) 堤防の上端の亀裂又は沈下</p> <p>3) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ</p> <p>4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ</p> <p>5) 排・取水門の両軸又は底部より漏水と扉の締まり具合</p> <p>6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常</p> <p>2 水防作業</p> <p>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮し、最も適切な工法を選択し実施するものとする。</p> <p>水防団（消防団）員の水防時の活動は、水防団（消防団）長の指揮、命令により行う。</p> <p>その際、水防団員は自身の安全確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。</p>	<p>第4章 水防活動</p> <p>第3節 水防活動</p> <p>1 河川、ため池等の巡視、点検</p> <p>建設課長、農林課長は随時連携して道路、橋りょう、河川、ため池等の水位・水勢、砂防・治山施設、斜面、のり面、溪流等を巡視し、異常がないか点検する。</p> <p>巡視・点検は、消防団の協力のもとに実施する。</p> <p>上記の巡視・点検中に施設の異常又は異常現象を発見したときは、第4節第3「異常現象発見時の措置」に基づきこれを報告する。</p> <p>2 水防対策活動</p> <p>建設課長及び消防本部は、洪水又は土砂災害（地すべり、がけ崩れ、土砂崩落、山崩れ、落石、土石流）のおそれがあるときは、災害を未然に防止するため水防活動を行う。また、水防団（消防団）員の水防時の活動は、水防団（消防団）長の指揮、命令により行う。</p> <p>洪水又は土砂災害が発生したときは、災害の拡大を防ぎ原状復旧を図る目的で水防対策活動を行う。</p> <p>災害の拡大防止及び復旧活動は建設課長、農林課長、消防本部、水防団（消防団）及び関係機関が連携し、適切な工法をもって災害防止、災害の</p>	<p>県計画に合わせ修正 (手引きに合わせた記載)</p>

新	旧	
<p><u>なお、水防管理者は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時実施できるよう努めなければならない。</u></p> <p>○水防団（消防団）員の安全確保のために配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ・水防活動時の安否確認を可能にするため、<u>非常時</u>でも利用可能な通信機器を携行する。 ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 ・<u>指揮者（消防団長等）は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。</u> ・<u>水防活動は原則として複数人で行う。</u> ・<u>水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</u> ・<u>指揮者は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。</u> ・<u>指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。</u> ・<u>指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。</u> ・<u>出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。</u> 	<p><u>軽減又は応急復旧に努める。</u></p> <p><u>その際、対策活動を行うものが自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。</u></p> <p><u>避難誘導や水防作業の際も、水防団（消防団）員自身の安全は確保しなければならない。</u></p> <p>○水防団（消防団）員の安全確保のために配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ・水防活動時の安否確認を可能にするため、<u>通常のもの不通の場合</u>でも利用可能な通信機器を携行する。 ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 	<p>県計画に合わせ修正 (手引きに合わせた記載)</p>

新	旧	
<p>第4節 避難</p> <p>2 水防法による避難のための立退き</p> <p>(1) 水防管理者(市長)は洪水により著しい危険が切迫していると認められるときには、必要と認める区域の住民、<u>滞在者その他の者</u>に対し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。(水防法第29条) この場合、千曲警察署長にその旨を通知するものとする。</p>	<p>第4節 避難</p> <p>2 水防法による避難のための立退き</p> <p>(1) 水防管理者(市長)は洪水により著しい危険が切迫していると認められるときには、必要と認める区域の住民に対し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。(水防法第29条) この場合、千曲警察署長にその旨を通知するものとする。</p>	<p>県計画に合わせ修正 (手引きに合わせた記載)</p>

新	旧	
<p>第7章 協力及び応援 第1節 河川管理者の協力 千曲川河川管理者である北陸地方整備局及び沢山川等の河川管理者である県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体（市）が行う水防のための活動への次の協力を行う。</p> <p>1 <u>水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の捜査状況に関する情報等）</u>の提供</p>	<p>第7章 協力及び応援 第1節 河川管理者の協力 千曲川河川管理者である北陸地方整備局及び沢山川等の河川管理者である県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体（市）が行う水防のための活動に次の協力を行う。</p> <p>1 河川に関する情報の提供</p>	<p>県計画に合わせ修正 （手引きに合わせた記載）</p>

新	旧	
<p>第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>第1節 洪水対応</p> <p><u>4. 予想される水災の危険の周知等</u></p> <p><u>市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その推進その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電中等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。</u></p> <p><u>5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</u> (内容略)</p> <p><u>6. 大規模工場における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</u> (内容略)</p>	<p>第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>第1節 洪水対応</p> <p>(新設)</p> <p><u>4. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</u> (内容略)</p> <p><u>5. 大規模工場における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</u> (内容略)</p>	<p>県計画に合わせ修正 (手引きに合わせた記載)</p> <p>項番の修正</p>